

令和 7 年度寒河江市販路拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の産業の振興を図るため、市内の中小企業者等の製品、サービス（以下「製品等」という。）の販路拡大及び新規需要の開拓を目的とした見本市等への出展に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成 6 年市規則第 17 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する者をいう。
- (2) 中小企業団体等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体及び商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）の規定に基づく商工会をいう。
- (3) 見本市等 見本市、展示会、商談会、物産展等で、商品見本、カタログ、パネル等の展示を行うものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者又は中小企業団体等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店又は生産拠点等を有すること。
- (2) 市税等の滞納がないこと（市に納税相談をしている者を除く。）。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第

122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。

- (4) 寒河江市暴力団排除条例(平成24年市条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に定めるとおりとする。

- (1) 国内において開催される見本市等に中小企業者又は中小企業団体等の製品等を出展する事業(以下「国内見本市等出展事業」という。)。ただし、同一の見本市等に連続して出展する場合の補助対象事業は、3回を限度とする。
- (2) 国外において開催される見本市等に中小企業者の製品等を出展する事業(以下「海外見本市等出展事業」という。)。ただし、同一の見本市等に連続して出展する場合の補助対象事業は、3回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象としない。

- (1) 国、県又は寒河江市の他の補助金等を受けるもの、又は受ける予定があるもの
- (2) 製品等の販売のみを目的としたもの
- (3) 複数年度にわたり開催されるもの
- (4) 国内において開催される見本市等で、1回当たりの出展料が10万円未満のもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

(1) 国内見本市等出展事業

- ア 出展料
- イ 小間料
- ウ 小間装飾に要する経費
- エ 輸送費

(2) 海外見本市等出展事業

- ア 出展料
- イ 小間料
- ウ 小間装飾に要する経費
- エ 輸送費
- オ 交通費
- カ 宿泊費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）以内の額とする。ただし、国内見本市等出展事業は10万円、海外見本市等出展事業は20万円を上限とし、補助金の交付を受けることができるのはいずれか一方の事業とする。

(補助回数)

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けられる回数は、年度内で1回限りとする。

(補助金等交付申請書)

第8条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、令和8年2月28日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

- (3) 同意書・誓約書（様式第3号）
- (4) 見本市等の開催概要（パンフレット等）
- (5) 補助金振込先口座の通帳の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等の変更、中止及び廃止の条件）

第9条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助事業の実施主体又は見本市等の開催場所の変更
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える増減
- (4) 補助金の額が増減する変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更等について市長の承認を受けようとするときは、令和7年度寒河江市販路拡大支援事業補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他事業の変更、中止及び廃止を説明するための書類

3 市長は、前項の規定による承認の申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の変更、中止及び廃止を承認し、補助金の額を変更するときは、規則第8条の規定にかかわらず、令和7年度寒河江市販路拡大支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業等実績報告書）

第10条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書（様式第 6 号）
- (2) 収支決算書（様式第 2 号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 出展又は開催状況を確認できる写真等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（帳簿等の保管）

第 1 1 条 規則第 2 2 条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

（委任）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。